

## 森林土木工事の調査・設計等業務に係る品質確保対策の充実等について

北海道森林管理局では、森林土木工事の調査・設計等業務において、極端な低価格による受注が行われた場合、業務や工事の品質確保への支障などが懸念され、適切な業務の履行が確保されないおそれがあることから、低入札者等との契約について下記の取扱いをすることとしました(平成24年1月以降準備の整った入札公告から適用)。

当該ホームページで掲載する『調査・設計等業務の品質確保対策の充実等にかかる低入札価格調査結果の公表』は下記1(1)の取扱いに基づくものです。

### 記

1 予定価格が1,000万円を超える業務で、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づき設定する「調査基準価格」に満たない者と契約する場合は、以下の事項を実施します。

(1) 低入札価格調査の調査月日等を森林管理局のホームページで公表します。

(2) 契約相手方(受注者)に以下を義務づけします。【入札説明書等に明記します】

- ① 自社での照査後に第三者による照査を受注者の負担により実施すること。
- ② 現地調査業務等の屋外業務では、管理技術者を現場に常駐させること。
- ③ 配置予定管理技術者とは別に、管理技術者と同等以上の技術を持つ技術者を1名増員配置すること。

また、増員配置予定技術者は、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に登録することとする。

④ 業務実施上必要となる全ての打合わせに、管理技術者と増員配置する技術者を出席させること。

⑤ 発注者に損害を与えた場合は、受注者の責任において損害補填することとし、その旨を明記した代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。

なお、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

### 2 品質確保基準価格の設定

予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務で、品質確保の観点から定めた「品質確保基準価格」を下回った場合は、上記1の(2)と同一の義務付けを行います。

※ 詳細等については、該当するそれぞれの入札公告、入札説明書等で確認をお願いします。